

## 尾張旭市制50周年特別企画展業務委託仕様書

本仕様書は、尾張旭市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「尾張旭市制50周年特別企画展業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 1 業務委託名

尾張旭市制50周年特別企画展業務委託

### 2 履行場所

尾張旭市東大道町山の内2410番地11

尾張旭市文化会館 2階 展示ロビー ※別紙「展示会場図面」のとおり

### 3 業務期間

契約日の翌日から令和4年1月14日（金）まで

### 4 企画展期間

令和3年12月1日（水）から12月26日（日）まで（文化会館休館日を除く23日間）

### 5 業務内容等

尾張旭市制50周年を記念して、市制施行後50年の歴史や文化を紹介し未来へとつなげる特別企画展を開催する。

#### (1) 展示資料の収集、整理、管理、撤去、返却

※展示の一部に市所有の資料等を活用することは可能（内容によって可否を判断する。）

#### (2) 特別企画展のレイアウト検討及び展示

#### (3) 広報（パンフレット、ポスター、専用WEBページ等の作成）

#### (4) 特別企画展開催期間中の警備及び来場者案内

#### (5) その他（来場者アンケート、新型コロナ感染拡大防止対策）

#### (6) 入場料無料

### 5 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間、特別企画展開催前の計6回程度を基本とするが、業務実施上に必要な場合は、速やかに協議し、その指示に従うものとする。

### 6 業務計画書

本業務の目的を十分に把握し、合理的かつ効率的に作業を遂行するとともに、質の高い成果を得るための実施方針、組織体制、工程など業務履行にあたって必要な事項を検討立案し業務計画書を作成する。また、特別企画展の周知期間等を設け全体工程についても作成する。

### 7 展示資料の取扱い

乙は本業務において収集した展示資料を甲の許可なく使用、流用してはならない。

8 法令等の順守

本業務の実施にあたり、関係法令、規則等を確実に遵守すること。

9 権利義務の譲渡等

乙はこの契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡してはならない。

10 秘密の保持

乙は、本仕様書により知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

11 請負金額の支払方法

請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。

12 留意事項

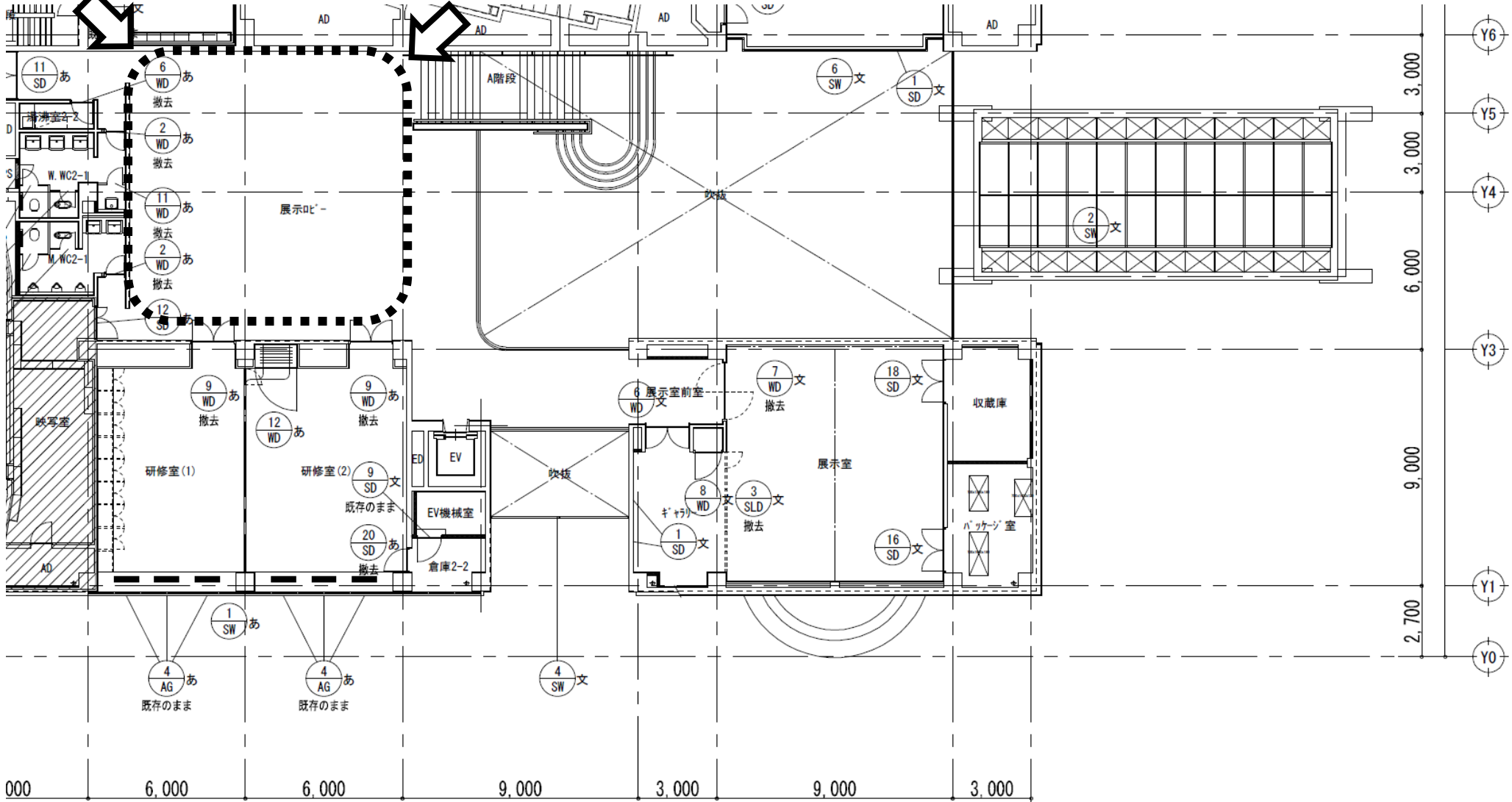
- (1) 本業務は、尾張旭市制50周年記念事業の一つとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を適切に講じるものとし、甲及び尾張旭市文化会館指定管理者の指示に従うものとする。
- (3) 本業務を行うに際して生じた損害については、乙がその全てを負担するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては甲の負担とする。
- (4) 本業務中は、第三者等に注意を払い、安全に業務を遂行すること。

この仕様書に記載のない事項は、甲乙協議するものとする。

尾張旭市制50周年特別企画展業務委託仕様書 別紙「展示会場図面」

写真1

写真2



可動式壁あり

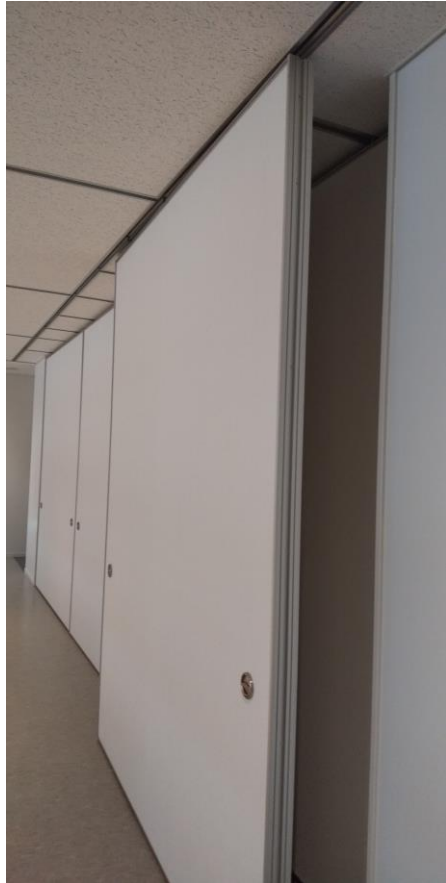


写真1

写真2

